

アミカス市民グループ活動支援事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市男女共同参画推進センター・アミカス（以下「アミカス」という。）が、男女共同参画の推進を自らの課題ととらえ自主的に活動する市民グループ（以下「グループ」という。）を支援する「アミカス市民グループ活動支援事業」（以下「支援事業」という。）のうち補助金を交付する事業を実施するに当たり、必要な事項を定め、その適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) グループ 営利を目的とせず、公益の増進に寄与する活動を行っている、任意団体又は法人をいう。ただし、任意団体については、3人以上で構成され、組織の運営に関する規則（規約、会則等）があり、かつ、会員名簿を備えていることを要し、法人については、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人に限る。
- (2) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法に定めるところにより設立された法人をいう。
- (3) 一般社団法人又は一般財団法人 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の定めるところにより設立された社団法人若しくは財団法人、又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の定めにより、一般社団法人若しくは一般財団法人に移行した法人をいう。
- (4) 公益社団法人又は公益財団法人 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の定めるところにより、行政庁の公益認定を受けた社団法人若しくは財団法人、又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の定めにより、公益社団法人若しくは公益財団法人に移行した法人をいう。

(支援事業の対象となる事業)

第3条 支援事業は、福岡市男女共同参画を推進する条例第3条に定める基本理念に沿うもので、かつ、「福岡市の名義後援に関するガイドライン」における「名義後援の承諾基準」に該当し、広く市民に参加を呼びかけられる講座、講演会等とする。

(グループの要件)

第4条 支援を申請しようとするグループ（以下「申請グループ」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 福岡市内を中心に活動していること
 - (2) 男女共同参画の推進に資する活動をしていること
 - (3) 企画から実施まで主体的に行う能力及び実績を有すること
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するグループを支援事業の対象としない。
- (1) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「市暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）が代表者（団体が法人である場合であっては、その役員）となっていること
 - (2) 市暴排条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すること

(支援の内容)

第5条 支援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付
- (2) アミカスを会場とする場合の会場使用料の免除
- (3) 助言及び情報提供
- (4) 広報

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、事業に要する経費のうち、別表1に定める補助の対象となる経費の合計額の80%以下とし、かつ、別表1に定める上限額の範囲内とする。

(支援の期間)

第7条 支援の期間は、支援決定の年度内とする。

(支援事業の公募)

第8条 市長は、支援事業を行うに当たっては、公募により行うものとする。

(支援の申請)

第9条 申請グループは、「アミカス市民グループ活動支援事業」申請書兼補助金交付申請書(様式第1号のA)に必要な事項を記載のうえ、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 企画書
- (2) 収入・支出計画書
- (3) 組織の運営に関する規則(規約・会則等)
- (4) 会員名簿(住所、氏名、代表者(法人の場合は役員)については「氏名・ふりがな」「生年月日」「性別」を記載)
- (5) 活動内容及び実績が分かる資料(チラシ等)

(選考委員会の設置)

第10条 市長は、支援事業を適正に選考するため「アミカス市民グループ活動支援事業」選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(支援の決定)

第11条 市長は、第9条の規定による申請があったときは、申請内容及び補助金の算定に誤りがないか等を精査するとともに、委員会の審査を経て、支援の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援の決定を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、支援を行うことを決定した場合は、申請グループに対して「アミカス市民グループ活動支援事業」支援決定通知書兼補助金交付決定通知書(様式第2号のA)により通知するものとする。
- 4 市長は、支援を行わないことを決定した場合は、申請グループに対して「アミカス市民グループ活動支援事業」不採用決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(支援決定の取消)

第12条 市長は、支援を行うことを決定したグループ(以下「支援グループ」という。)が第3条に該当しないと判明した場合又は第4条2項に該当すると判明した場合は、支援決定後であっても支援の決定を取り消すものとする。

- 2 市長は前項の規定により支援の決定を取り消した場合は、当該グループに対して「アミカス市民グループ活動支援事業」支援取消決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(変更の申請)

第13条 支援グループは、支援の決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、「アミカス市民グループ活動支援事業」変更申請書(様式第5号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 支援事業の内容の変更をする場合
 - (2) 天災地変その他事情により中止する場合(支援グループの責に帰すべき事情による場合を除く。)
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、第11条第1項及び第2項の規定に準じて変更の可否を決定し、「アミカス市民グループ活動支援事業」変更申請結果通知書(様式第6号)により通知

するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、変更が別に定める軽微なものに該当すると判断した場合は、委員会の審査を省略することができる。

(対象事業取下げの場合の手続き)

第14条 支援グループは、対象事業を取下げる場合は、「アミカス市民グループ活動支援事業」補助金交付等申請取下書(様式第7号のア)を市長に提出しなければならない。

(報告)

第15条 支援グループは、対象事業の完了後、原則1か月以内に、「アミカス市民グループ活動支援事業」実績報告書(様式第8号のア)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 実施概要報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第16条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告に係る支援事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを「アミカス市民グループ活動支援事業」実績調査確認書(様式第9号)により調査確認し、これに適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「アミカス市民グループ活動支援事業」補助金確定通知書(様式第10号)により当該支援グループに通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 前条の規定による通知を受けた支援グループは、請求書(福岡市指定様式)により、市長に対し、補助金を請求するものとする。

(責任)

第18条 対象事業の実施に当たっては、原則として支援グループの責任で行うものとする。

- 2 対象事業の実施に伴い生じた事故・疾病その他災害等については、支援グループの責任と負担で対処するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福岡市補助金交付規則(昭和44年4月1日福岡市規則第35号)及び実施細目の定めるところによる。

附 則(平成26年4月1日)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

附 則(平成31年4月1日)

この要綱は、2021年3月31日をもって廃止する。

附 則(令和3年4月1日)

この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

別表 1

内 容	会 場	上 限 額
アミカスフェスタ企画	ホール（募集定員70名以上）	150,000円
	ホール（募集定員70名未満） 及びホール以外の諸室	60,000円
上記以外	ホール（募集定員70名以上）	100,000円
	上記以外	60,000円

別表 2

対象となる経費	対象とならない経費
1 講師謝礼（謝礼金・交通費・宿泊費） 2 郵送費 3 チラシ印刷経費 4 材料費 5 機材レンタル、運搬費等 6 託児費用 7 雑費、事務用品費 8 その他市長が必要と認める経費	1 打ち合わせ等会議費 2 事業終了後グループまたは個人の所有 になるもの（例）書籍、備品等 3 グループ会員への謝礼金・交通費・駐車 料金・ガソリン代・食事代等 4 会場の看板及び花 5 電話、FAX、インターネット料金